

被災者雇用開発助成金 拡充のご案内

10人以上継続雇用で、支給額を上乗せします

被災者雇用開発助成金とは、

- 東日本大震災による被災離職者または被災地域に居住する求職者を
- ハローワーク等の紹介により
- 継続して1年以上雇用する予定で雇い入れる

事業者に対して、助成金を、6カ月ごと2期に分けて支給する制度です。

この助成金の対象となる労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、1事業者につき1回、助成金の上乗せを行います。

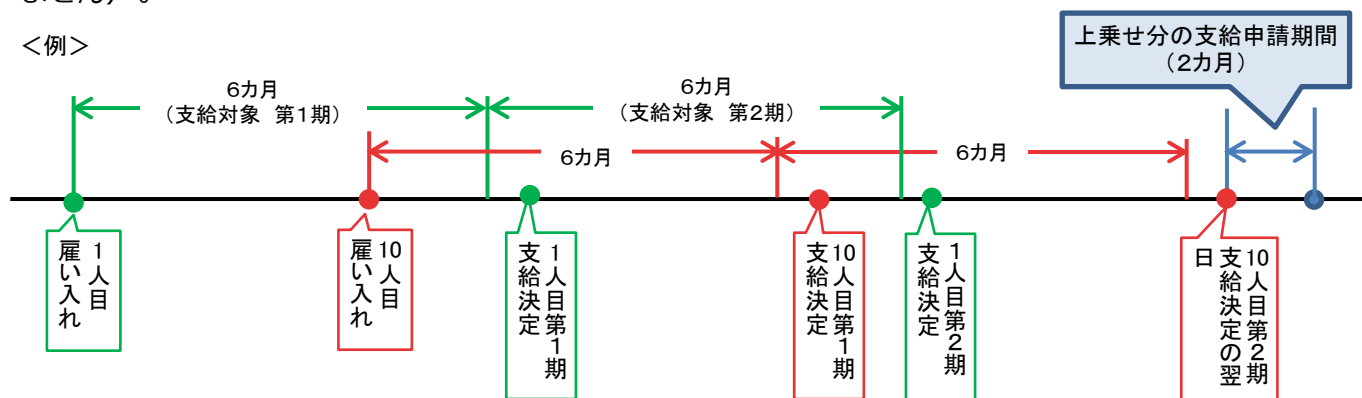
◇上乗せ支給額◇ 1事業者につき1回のみ支給

- 中小企業事業者 **90万円**
- 大企業事業者 **50万円**

◇受給できる事業者◇

被災者雇用開発助成金の第2期目の支給決定が行われた対象労働者が10人以上となった事業者。10人目以降の対象労働者の第2期支給決定がなされた日の翌日から起算して、2カ月以内に、管轄のハローワークまたは労働局へ支給申請を行ってください（申請しない場合は支給を受けられません）。

<例>



◇申請にあたっての注意点◇

- 自己都合による離職などにより、1年以上雇用されていない労働者に対して、第2期目の支給が行われる場合がありますが、その人を上乗せ助成の対象者の人数に含めることはできません。
- 通常の被災者雇用開発助成金の場合と異なり、申請案内および制度周知文の案内はありません。
- 受給にあたっては、上記のほかにも各種要件があります。詳細は、最寄りのハローワークまたは労働局へお問い合わせください。

LL240401開発02